

鹿児島県産食材PR・販路拡大事業に係るレストランフェア開催業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本県は、和牛日本一を獲得した鹿児島黒牛をはじめ、かごしま黒豚や黒さつま鶏等の畜産物、さつまいもやオクラ等の農産物、ブリ、カンパチ、ウナギ等の水産物、黒酢や本格焼酎など、一流の食材及び県産品を多数有している。

一方、知名度はまだ低いながらも、栽培方法や飼育方法等の工夫により優れた品質を有する「こだわりの食材」や「地域の食材」等、今後を期待される隠れた逸品も多数有している。

レストランフェア開催を通して、これらの県産品等の認知度向上を図るとともに、本県食材の継続取引を促進し、取引額拡大を図る。

2 業務委託の内容

鹿児島県産食材PR・販路拡大事業に係るレストランフェア開催業務委託仕様書による。

3 事業費

2, 3 4 5 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募要件

応募要件は、以下の要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体及びこれに類する団体、観光プロモーション団体等で同種の事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
 - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者
- (4) 県との業務打ち合わせ（随時実施）に、必ず出席（対面会議又はWEB会議）できること。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年9月11日(木) |
| (2) 参加申込書提出期限 | 9月19日(金)午後5時 |
| (3) 質問受付期限 | 9月26日(金)午後5時 |
| ※回答は9月30日(火)までに、県ホームページに掲載します。 | |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 10月2日(木)午後5時 |
| (5) 選考結果通知 | 選考終了後、速やかに実施 |
| (6) 受託事業者決定・契約手続開始 | 選考結果通知後、速やかに実施 |

6 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書

別添「参加申込書」(様式1)を電子メールで9月19日(金)午後5時まで
に提出すること。(電子メールの件名にその旨を記載すること。電話による
到達確認を行うこと。)

イ 企画提案書

別添「企画提案書」(様式2)に、別添仕様書の内容に即した下記の事項を
具体的に記載した企画書(様式は任意)を添付して提出すること。

(ア) 企画案

下記の内容を示すこと。

- a 産地視察の開催に関する提案
- b レストランフェアの開催に関する提案(店舗数、トータルの座席数、通
常時の客単価を含む)
- c 鹿児島県産農畜水産物やレストランフェアの周知活動に関する提案
- d その他、当事業の目的を達成するための効果的な提案

(イ) 事業実施スケジュール

(ロ) 委託業務の遂行に係る実施体制

(ハ) 類似業務実績

(ニ) その他、当事業で特記すべき事項

ウ 参考見積書(任意様式)

(ア) 別添仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。

(イ) 提案に当たっては、2,345千円(消費税及び地方消費税を含む。)を 上限として積算すること。

(ロ) 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案し た応募者に改めて依頼する。

エ 県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類

「鹿児島県役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に登録
されていない応募者については、別添「誓約書・役員等名簿」(様式3)を
提出すること。

オ 法人の概要書（任意様式）

代表者，所在地，事業内容，役員及び連絡先等を記載すること。

カ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば，併せて提出すること。

(2) 提出の条件

ア 企画書の提案は，１者につき１案に限る。

イ 提出された企画提案書等は返却しないこととし，提出後の修正は認めない。

また，提出書類は応募者に無断で審査目的以外で使用しないが，審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

ウ 受託者決定後は，県と十分に協議しながら具体的な事業内容等を決定することとし，企画の一部を修正又は変更する場合もある。

エ プロポーザルの参加に要する一切の費用は，応募者の負担とすること。

オ 必要に応じて，追加資料の提出の要請やヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 提出部数

上記(1)ア，エ ： 各１部

上記(1)イ，ウ，オ，カ ： 各６部

(4) 提出方法（上記(1)ア以外）

持参又は郵送とする。

(5) 提出期限（上記(1)ア以外）

令和７年１０月２日（木）午後５時（必着）

7 質問について

本事業に関する質問については，令和７年９月２６日（金）午後５時までに，別添「質問書」（様式４）により，電子メールで送信すること。なお，電子メール提出後，電話による到達確認を行うこと。

質問に対しては，質問者に回答を行うとともに，９月３０日（火）までに回答を県ホームページに掲載する。

8 審査について

(1) 選定・決定方法

ア 応募のあった提案等については，鹿児島県販路拡大・輸出促進課に設置する選定委員会において，書類審査により事業者を選定することとし，選定結果は応募者全員に通知する。

- イ 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で順次以降の者を繰り上げて、当該候補者と協議の上契約する。
- ウ 応募が1事業者のみであった場合又は審査の結果同点となった事業者が2者以上あった場合は、選定委員会で協議の上決定する。
- エ プレゼンテーション等は、原則実施しないこととする。

(2) 審査・選考基準

提案企画等について、別添仕様書に示す要件に基づく提案内容の優位性等について、以下の観点から総合的に判断する。

- ア 本業務の目的及び内容等の理解度が高く、本事業のコンセプト等に合致した企画提案になっているか。
- イ 実施スケジュールは実現可能か。
- ウ 見積内容等は適当か。
- エ 業務実績は十分か。
- オ レストランフェアを開催する店舗数及び場所は適当か。
- カ 県産食材の認知度向上や販路拡大等、十分な成果が得られるものとなっているか。

9 その他特記事項

- (1) 提出された提案書等、審査内容及び審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めないものとする。
- (2) 仕様書の内容については、選定事業者と協議の上、予算の範囲内において変更することができるものとする。また、業務の遂行に際し必要な具体の履行条件等を調整の上、選定事業者と契約の手続きを進めるものとする。
- (3) 委託業務の実施に際し、仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。

10 提出先・問合せ先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県商工労働水産部 販路拡大・輸出促進課 市場企画係
担 当：高村
電 話：099-286-2217
M A I L：shi jo@pref.kagoshima.lg.jp